

平成23年度 環境省税制改正要望

平成22年11月2日
環境副大臣 近藤昭一

地球温暖化対策のための税に関する閣議決定・法律等

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）（抄）

第4章 平成22年度税制改正

地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。

車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

これらを法律において規定することとします。

所得税法等の一部を改正する法律（抄）

附 則

（地球温暖化対策のための税についての検討）

第百四十八条 政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

地球温暖化対策基本法案（抄）

（地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し）

第十四条 国は、地球温暖化対策を推進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進するものとする。

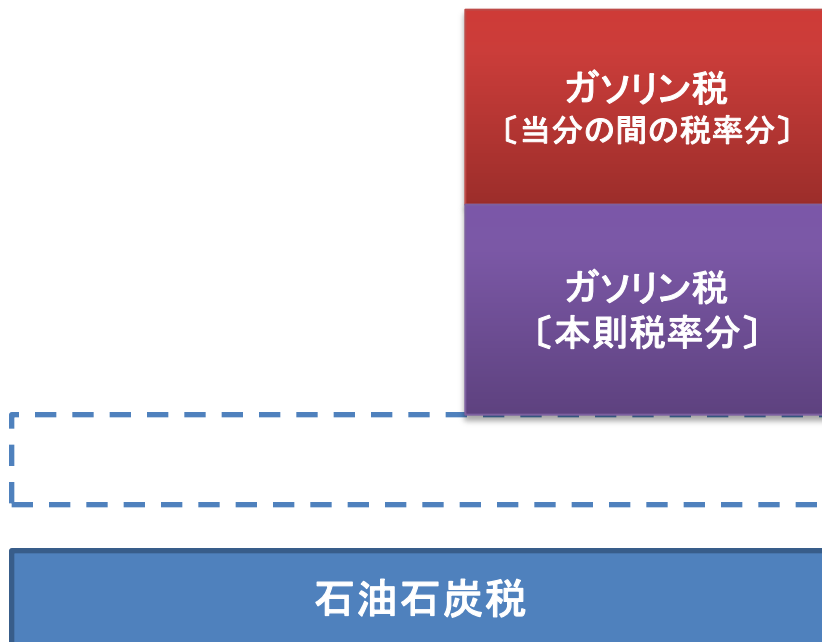
2 国は、前項の規定による税制全体のグリーン化の推進においては、地球温暖化対策のための税について、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

地球温暖化対策のための税の提案のイメージ

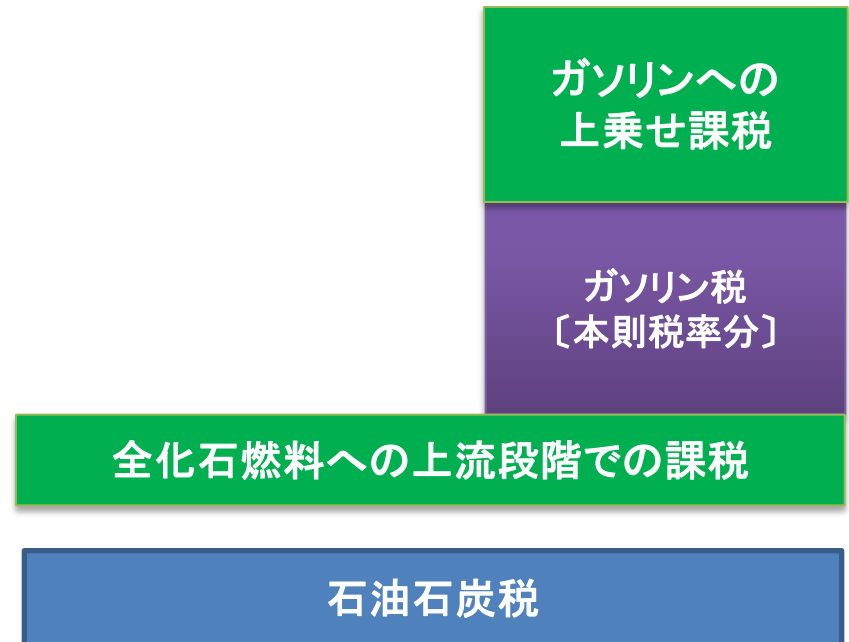
「地球温暖化対策のための税」の導入目的

課税によるCO₂排出抑制に加え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、CO₂排出抑制への二重の効果と、環境関連産業の成長を通じた経済活性化をともに期待。

〔 現行制度 〕



〔 提案のイメージ 〕



「地球温暖化対策のための税」の骨子

1. 基本的な考え方

【課税対象】

○ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料、天然ガス、LPG、石炭といった全ての化石燃料を対象に、幅広く負担を求める。

【税率】

○CO₂排出抑制効果や、国の地球温暖化対策に必要な所要財源、各化石燃料の担税力、国際的な税負担のバランスを勘案しつつ、税率を設定。

【課税の基本的な仕組み】

○現行の石油石炭税の課税対象である全化石燃料については、家庭を含めた幅広い分野をカバーし、執行が容易・確実となるような簡素性を考え、輸入者・採取者の段階（現行の石油石炭税の課税段階）で課税する。その税率はCO₂排出量に応じたものとする。

○ガソリンについては、

- ・他の主要国でも他の化石燃料に比べ高率の課税が行われていること
- ・運輸部門のCO₂排出量に占める割合が多いこと
- ・運輸部門の多くの部分は国内排出量取引制度で直接にカバーされないことからCO₂排出抑制効果が働かないことから、これに加えて、製造者等の段階（現行の揮発油税の課税段階）で、上乗せの負担を求める。

【実施時期】

○平成23年度から実施する。

※ 「地球温暖化対策のための税」の最終的な税目については、使途となる歳出の具体的内容、CO₂排出抑制効果をはじめ地球温暖化対策の中での位置づけ等を勘案の上、年末までに決定する。

2. 全化石燃料への課税

【課税の具体的仕組み】

○原油、石油製品（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）、ガス状炭化水素（天然ガス、LPG等）、石炭を対象に輸入者・採取者の段階で課税する。

【軽減措置】

○現行石油石炭税で免税となっている以下については、輸入者、採取者段階の課税の下でも執行できるシステムが整っていることや、政策的必要性が認められることから、免税とする。

- ・製品原料としての化石燃料（ナフサ）
- ・鉄鋼製造用の石炭・コークス
- ・セメントの製造に使用する石炭
- ・農林漁業用A重油

【使途】

○エネルギー起源CO₂の排出抑制対策に全額充てることとし、その具体的仕組みについては、現行エネルギー対策特別会計を活用しつつ、経済産業大臣と環境大臣が管理する。その名称等については、歳出の具体的内容、地球温暖化対策の中での位置づけを勘案のうえ、年末までに検討する。

【税率】

○原油、石油製品、ガス状炭化水素、石炭にCO₂排出量に応じた負担を求めるが、その具体的な税率水準については、エネルギー起源CO₂の排出抑制に向けた財源、CO₂排出抑制効果、国際的な税負担のバランスを勘案し、年末までに決定する。

3. ガソリンへの上乗せ課税

【課税の内容】

○現行のガソリン税に係る「当分の間の税率」について、そのCO₂排出抑制効果を税制上明確に位置づけ、かつ、現在の抑制効果を最低限維持する観点から、税の名称を変えつつ、現行負担水準を維持する。

【使途】

○地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。

25%削減達成に向けて実施する必要がある 地球温暖化対策予算に係る基本的考え方について

- 地球温暖化対策については、京都議定書の目標達成のための施策の強化に加え、「2020 年までに1990 年比25 %削減」の達成と新成長戦略の柱であるグリーンイノベーションによる成長を実現するため、低炭素社会への経済社会の変革を図る温室効果ガスの削減目標の達成のための施策を展開することが必要である。

特に、温室効果ガス排出量の削減の進捗が遅れている中小事業者や家庭を中心に、機器や設備の更新等を大胆にかつ加速度を持って進め、需要サイドから経済社会を変革し、温室効果ガスの排出削減と成長が両立した低炭素社会を構築していかなければならない。

環境省としては、従前の特別会計で実施する施策に加え、以下の施策に責任を持って取り組む。環境省の要望する地球温暖化対策のための税の創設の取扱いとあわせ、予算編成の過程において検討することをお願いしたい。

1. 日々の暮らしのエコ化促進事業
2. チャレンジ25 低炭素地域づくり加速化事業
3. 地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業
4. 排出削減クレジット活用低炭素ビジネス支援事業
5. 我が国・途上国間におけるwin-win 型国際排出削減等クレジットメカニズム推進事業

PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長（法人税・所得税）

政策目的

PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備の整備を促進することを通じて、国民の忌避感情が全国的に高く、人の健康又は生活環境に深刻な悪影響を及ぼしうるPCB廃棄物、石綿含有廃棄物等の適正な処理を確保し、我が国の環境対策の推進及び良好な生活環境の保全を図る。

現行制度

対象設備の取得価格の14%を初年度特別償却

対象設備	適用期限
①PCB汚染物等無害化処理用設備	平成22年度末
②石綿含有廃棄物等無害化処理用設備	平成22年度末

要望内容

PCB汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の2年延長

減税見込み

減税見込額: 419百万円
(期間内にPCB15件、石綿6件の適用が見込まれる)

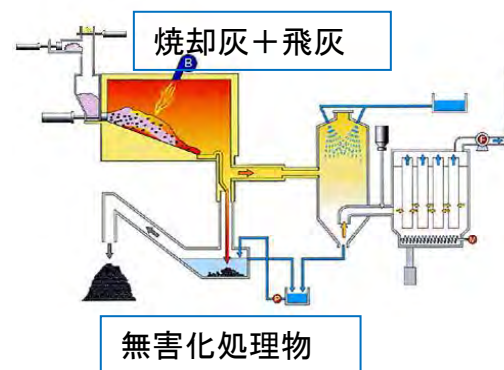
PCB汚染物等無害化処理用設備
(焼却施設)



(トランス等電気機器)



石綿含有廃棄物等無害化処理設備
(熔融施設)



日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産に係る非課税措置の延長 (不動産取得税)

政策目的

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、PCB廃棄物処理を完了させ、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。

現行制度

PCB廃棄物処理を実施している日本環境安全事業株式会社が取得するPCB廃棄物処理施設等の不動産に係る不動産取得税の非課税措置

要望内容

不動産取得税非課税措置の3年延長

減税見込み

減税見込額
239.7百万円
(期間内に2件の
適用が見込まれる。)



【日本環境安全事業(株)北九州事業所】



【日本環境安全事業(株)北海道事業所】

排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る 課税標準の特例措置の創設（固定資産税）

政策目的

特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全する。

施策の背景・必要性

○自動車類で排出ガス寄与率が高まっている特定特殊自動車について、平成23年から排出ガス規制の大幅強化を実施する。

粒子状物質(PM)規制値:

現行規制の▲88%～▲93%

しかし、

○車両価格が10～20%程度上昇。

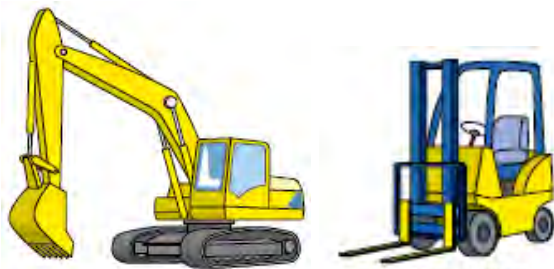
○リーマンショック以降の国内市場が急激に縮小(平成21年度は前年比4割)



①更新見送り(未規制車の継続使用)

②旧基準車での更新を選択

等による規制強化効果の遅れを回避する必要有り。



油圧ショベル

フォークリフト

特定特殊自動車の例

新規制対応車への円滑な更新施策が重要

具体的施策

税制改正要望の概要

オフロード法に基づく平成23年基準適合車を新車規制適用日より先行して購入した者に対する固定資産税の減免措置

○対象

平成23年排出ガス規制適合車のうち、固定資産税対象車

○税率

固定資産税の課税標準を5年間1／3に軽減する
(減税額は車両価格の約2%相当)

○優遇対象期間

定格出力帯毎の新車規制適用日前まで
(130kw以上560kw未満のみ平成24年9月30日まで)

※なお、現行規制(平成18年規制)導入時も同様措置実施。
(3年間 税率1／2(車両価格1.2%相当))

※※排出ガス基準適合車への円滑な買換のための金融、
税制面の支援措置について、法律の衆参附帯決議有り。

【効果】

主力機種 of 早期市場投入誘発、取得者設備更新意欲刺激
による更新促進

(適用見込件数:約5千件(減収見込額計13.6億円))

平成23年度環境省税制改正要望

1. 低炭素化促進のための税制のグリーン化関係

地球温暖化対策のための税 →新設要望

【省エネ住宅関係】

- 既存住宅の省エネ改修に係る
所得税の特別措置 → 延長要望

(対象となる省エネ改修工事)

- ①居室の全ての窓の改修工事
- 又は
- ②①と併せて行う
 - a.床の断熱工事
 - b.天井の断熱工事
 - c.壁の断熱工事
 - d.太陽光発電装置設置工事

【省エネ・新エネ設備関係】

- グリーン投資税制(仮称)

・省エネ・新エネ設備に係る特別償却又は、税額控除
(所得税・法人税) → 創設

〈対象設備の例〉

- ①電気・ハイブリッド自動車等
- ②風力発電設備、太陽光発電設備、バイオマス発電装置
- ③高断熱窓、高効率空気調和設備、LED照明装置、高効率給湯設備
- ④高効率工業炉、高効率工業機械、コンバインドサイクル発電用ガスタービン 等

【低公害車関係】

- 低公害車用燃料供給設備に係る
特例措置
→延長要望

【研究開発関係】

- 試験研究費の総額に対する税額控除(R&D税制)
→拡充・延長要望

2. 廃棄物・リサイクル対策促進、公害防止関係

【廃棄物・リサイクル対策促進関係】

○公害防止設備(PCB汚染物・石綿含有廃棄物の無害化処理施設)に係る特別償却措置

→延長要望

○日本環境安全事業株式会社が取得する一定の不動産(PCB汚染物処理施設)に係る非課税措置

→延長要望

○産業活力再生特別措置法に基づく税制優遇措置→延長・見直し要望

・資源生産性革新設備等に係る特別償却(～H23)

・不動産取得税の軽減措置(～H22)

【公害防止関係】

○排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置→新規要望

3. 自然環境保全・環境保全活動の促進関係

【緑化施設関係】

○都市の緑の創出に資する緑化施設に係る課税標準の特例措置

→拡充・延長要望

【新しい公共関係】

○認定NPO法人に対する所得税の税額控除制度の導入等「新しい公共」関連の特例措置

→新規要望

【ナショナルトラスト関係】

○生物の多様性の保全を目的として民間の団体が行う土地の取得又は所有に係る税制上の特例措置

→新規要望

【環境教育関係】

○環境教育・環境保全活動拠点に係る税制上の特例措置

→新規要望

【相続税の物納要件緩和】

○国立公園特別保護地区等の生物の多様性の保全上重要な土地に係る税制上の特例措置

→新規要望